

新型コロナウイルス関連  
(ドバイにおけるイベント制限の緩和、基本的予防措置及び罰金の継続)

令和4年6月8日更新  
在ドバイ日本国総領事館

【ポイント】

- ドバイ当局は、イベントや集会の制限を緩和したことを発表しました。2月15日以降、私的又は公的の別やイベントの種類を問わず、施設の100%の収容率及び稼働率での実施が認められます。
- ただし、ホテルやレストランで開催する場合は、収容率や参加要件が会場ごとに異なる可能性があるため、詳細はその都度、開催予定の会場や主催者にご確認ください。
- 社会的距離の確保については、これまでの2mから、2月15日以降は「1m」になります。
- 上記の緩和後も、マスク着用、社会的距離の確保、車両乗車人数制限などの基本的な感染予防措置及びこれらに従わない場合の罰則は継続されています。現行の主な制限や罰金については本文3をご参照ください。

【本文】

1 ドバイにおけるイベント制限の緩和

ドバイ当局は、2月15日以降、私的又は公的の別やイベントの種類を問わず、施設の100%の収容率及び稼働率での実施を認めると発表しました。ただし、当館からドバイ当局に照会した結果、ホテルやレストランで開催する場合は、収容率や参加要件が会場ごと異なる可能性があるとの回答があったため、詳細はその都度、開催予定の会場や主催者にご確認ください。

なお、どのようなイベントにおいても、従来どおりマスクの着用、手指の消毒、社会的距離の確保等の基本的感染防止対策を遵守することは求められます。

2 社会的距離の変更

当館からドバイ当局に確認した結果、2月15日以降、公共の場での社会的距離は「1m」になることが確認されました（従来は2mだったもの）。

3 ドバイにおける基本的予防措置の継続、主な罰金

以下は、当館からドバイ警察に確認した6月8日時点の情報です。違反した場合にはそれぞれ罰金が科されますので、ご注意ください。

- (1) マスクの常時着用（外出時、出勤時、職場でも常時着用が必要）：（従来どおり）

罰金 AED3,000

- (2) 社会的距離「1m」の確保：**変更あり**、罰金の金額は従来から変更なし）

罰金 AED3,000

- (3) 車両の最大乗車人数：**制限なし**

罰金 AED1,000/上限人数を超えた場合の人数分

~~ア セダン型タクシー：運転手の他に3人まで乗車可能（従来どおり）。~~

~~イ 3列シートバン型タクシー：運転手の他に大人5人まで乗車可能（従来どおり）。~~

ウー私用車／自家用車：セダン型の場合は運転手の他に2人まで、バン型の場合は運転手の他に4人まで乗車可能

ただし、同居家族の場合は規定以上の乗車も可能。

(4) イベントの制限への違反：(従来どおり)

主催者 AED50,000、参加者 AED15,000/人

(5) 当局からの指導に基づく検疫指示に従わない場合：(従来どおり)

罰金 AED 50,000

#### 4 その他留意事項

上記はドバイ首長国での措置であり、各首長国によって制限や罰金が異なります。また、本メールに掲載した情報は6月8日時点のものであり、ドバイ当局による措置は今後も予告なく変更、追加されることが予想されます。在留邦人及び当地滞在中の皆様におかれては、十分な感染予防措置を講じるとともに、当局の発表等、最新の情報の入手に努めてください。

#### 【本件に関する参照先】

○国家緊急危機災害局 (NCEMA) (2月9日付発表)

<https://twitter.com/NCEMAUAE/status/1491412540785848321?cxt=HHwWgsDTsbrzx7IpAAAA>

○ドバイ・メディア・オフィス (2月9日付発表)

<https://twitter.com/DXBMediaOffice/status/1491474405469593602?cxt=HHwWhIDRmbqE5LIpAAAA>

○当館ホームページ (新型コロナウイルス関連情報)

[https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/visa\\_top.html](https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_top.html)

---

在ドバイ日本国総領事館

電話：+971-(0)4-293-8888 (月曜～木曜 07:30-16:15、金曜 07:30-12:15)

所在地：28th Floor, Dubai World Trade Centre, UAE

メール：ryouji@du.mofa.go.jp

ホームページ：[http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※本メールは、在留届提出者及びたびレジ登録者に送信しています。

---